

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織体制の見直し等に伴う変更）に関する事業者ヒアリング【1】

2. 日時：令和3年12月24日 15時00分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、義崎上席安全審査官、照井安全審査官、藤田審査チーム員

核セキュリティ部門 担当者1名

事業者：

東京電力株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー

他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・組織体制の見直し等に伴う柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁の照井です。それでは本日申請のありました保安規定の変更認可申請のヒアリングを始めたいと思います。すぐですけど説明をお願いします。
0:00:14	はい東京電力本社保安管理グループの滝澤と申します。お手元にパワーポイントの資料ございますでしょうか。組織体制の見直し等に伴う、始まる資料でございます。
0:00:25	はいあります大丈夫です。
0:00:28	はい。それではこれに基づきまして、説明をさせていただきます。
0:00:32	はい工業の原子力運営管理部PLOHS安全グループの沼沢SEよろしく願いいたします。
0:00:38	それではお手元のパワポの資料の説明に行きたいと思います。まず表示目次という方構成になっておりますが、単ページの3ページ以降から、江口の組織変更の。
0:00:52	改定内容になります。
0:00:55	具体的には4ページをご覧いただけますか。
0:00:59	背景及び変更の概要ということで、リード文のところにつづいて三つポツがございますけれど。
0:01:05	まず柏崎刈羽でIDステージを、それから核物質防護の機能の一部喪失、
0:01:13	この事案においてですね各部門の管理者が現場実態を把握できていなかったこと、それから情報管理グループですね、発電所の管理グループそれから本社の主管部。
0:01:26	発電所上醸造分、課題を把握是正できなかったことというのが、背後要因として確認されております。
0:01:35	0改善措置、計画、9月の20日にお出ししておりますけれども、核物質防護部門強化のためにということで、組織系組織の見直しを行うというものでございます。
0:01:50	三つ目のこととなりますが、核物質防護の一部については保全雰囲気及び周辺監視区域の管理を担っております。
0:02:01	保安に関する組織に位置付けられており保安規定の見直しを行うものでございます。
0:02:11	具体的な条文はですね下の表に書かれてございますけれど、左側の表に、四条五条、それから、一部組織がなくなるということで、17条関連にも、
0:02:25	4台が発生します。
0:02:28	それから、保全区域周辺監視区域というのが98条99条にございますけれど、藤委員管理グループどういった群管理GMという、職員がなくなりまして、新しい職員に変更になります。
0:02:43	それから、17条の変更に伴って、等を規定の添付の2と3、実施基準それぞれありますけれど、一部名称の全体を積み上げてございます。
0:02:56	はい。それでは5ページをご覧いただけますでしょうか。うん。まずは新しくグループの編成をしてございます。
0:03:04	リード文のところですね本管理グループはということで具体的には二つのグループに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:14	組織を分けるというものでございます。
0:03:17	ブルーで書いてある表原稿というところが、今、某管理グループというグループが、職務、業務内容ということで
0:03:27	島周辺監視区域及び保全区域の管理ということで全般的な業務を行っております。
0:03:34	変更後というところを見ていただければと思いますけれど。
0:03:38	二つグループってということで今までの情報管理グループを核セキュリティ、運営管理グループ、それから施設運用グループという二つのグループに分けます。
0:03:50	まず上の運営管理グループというのはどちらかというと、事務所型の基準関係の業務をすることになります。
0:04:01	下の施設運用グループっていうのは警備関係を行うグループという形で、今も対立してございますけれど。
0:04:10	保安規定の中の職務、業務内容としては、
0:04:14	今までの周辺監視区域及び保全区域の境界の管理ということで、設備の管理を行っていくグループという区分けをしております。
0:04:27	それから、施設運用グループは、当協会の設備の運用。
0:04:32	主にパトロール等で、こちらの設備の運用を見てみてくるというふうに、対面として保安規定上を整理しております。
0:04:43	あと、白抜きで、その他業務って書いてございますが、これは核物質防護に関するリフォームをしている内容でございます、核物質防護規定の
0:04:56	とそこにぶら下がる業務といったところで見いただければと思います。
0:05:02	続いて6ページになります。
0:05:06	今回核セキュリティの方も変えますが、サイバーセキュリティの方も同じ低下したいという考えでございます、
0:05:16	現行の業務システム、グループというのを、下のサイバーセキュリティグループというグループに変えます。
0:05:25	業務内容については、これまでは原子力業務システムの運用管理に関する業務というふうに、保安規定の中に整理してございました。
0:05:35	その下に具体的な業務が書いてありますけど、保安規定の中にはそこは書いてございませんが、我々の業務整備の中では、
0:05:47	平成の記録系のシステム、それからサイバーセキュリティー、インシデント発生時の対応という部分を、保安に関する職務という位置付けで整備しております。
0:05:59	で、それが大和的TAグループ、別名、保安規定の中には、業務内容として、サイバーセキュリティの総括に関する業務と。
0:06:10	ということで、これまで全部記録警察から1年の発生時の対応というところを、福島第一でこのような記載で記載しておりますので、
0:06:23	そこに合わせた形で、今回は佐田金を、
0:06:28	職務内容もやはり定義させていただいております。
0:06:33	あとそれ以外にその他業務ということで、サイバーセキュリティのその方とか、業務システム課、CMといった業務を、これまで行っておりましたが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:43	財団セキュリティの方は、今後各部質問規定の中に統合されていくと。
0:06:50	まだほぼ、当規程の方が施行されておりませんが、来年以降規程の方が施行されましたら、核物質防護規定の中への反映ということを考えてございます。
0:07:05	はい。続いて7ページをご覧くださいいただければと思います。
0:07:12	これ組織図になります。リード文のところには少し書いてございますけれど、今回新たにですね所長直下にセキュリティ管理部というものを新設するというものでございます。
0:07:27	膨大安全部は今回グループの統合により廃止ということになります。
0:07:34	それから、安全総括グループに防災安全。
0:07:39	グループというのは防災安全部が
0:07:44	がーん中の防災安全グループに入っていたんですが、それを安全にそうかというふうに統合するものでございます。
0:07:54	あと技術Ⅱ、業務システムグループはサイバーセキュリティグループ拝承。
0:07:59	それから、先ほどご説明した防護管理グループを二つの上ぶれ分割と。
0:08:07	で、もう管理部の2グループと、あと滞在场セキュリティグループを、セキュリティ管理部ということで配置ということになります。
0:08:17	変更前はそれぞれの系統。
0:08:20	部の中に構成されていたものは、
0:08:23	変更後で見ていただくと、先ほど言ったセキュリティ管理部に3グループが入ると。
0:08:29	それから、ザ安全グループは、安全総括部の統合という形になります。
0:08:37	で、組織体系ということではこういう、このような形に持っていきたいと思っております。
0:08:44	8ページをご覧くださいいただけますか。はい。
0:08:48	まずは先ほど言ったグループを、職制の7並びの中で少し整理してございますが、第五条第2号の中の各GMの職務が書いてございますけれど。
0:09:03	右側の変更を見ていただきたいと思いますが、567に、3グループ、セキュリティ管理部の、
0:09:11	運営管理グループ、施設運用グループサイバーセキュリティグループというのは、序列の中でやっていきます。
0:09:19	防災安全グループは安全総括部の中なので、情熱としては、序列の新3番に思っていくというものでございます。
0:09:30	あと、第5条の第3項ということで安全センター、所長ですね、業務管理を記載してございますが、
0:09:42	太田梅村氏、なくなることによって、太田安全部の方削除という形で整理しております。
0:09:54	続きまして、9ページ列、17条関連でございますこれはすべて同じ変更になりますけれども、17条の第1項、それから十七条の、
0:10:09	もう7、17、8ということでどれだけの、保安規定の条件の中に、
0:10:16	防災安全部長という言葉がございまして、防災安全グループが安全総括部の中に入って安全総括部長、管理課に入りますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:27	当然安全部長を安全総括部長という形で、読み出しするだけです。
0:10:34	続いて 10 ページをご覧ください。
0:10:39	はい。保全区域の周辺監視区域、ここは変更前は防護管理チームと、
0:10:46	いう形になっておりましたが、
0:10:49	今回は、セキュリティの運営管理GMという形で、98 年 99 条、こちらも名前の置き換えになります。
0:10:59	あと下の方は付則になります。
0:11:02	そこについては保安規定の人で今回保安規定等、それから核物質をきっちりと農地に申請させていただいております。
0:11:18	審査、診断、審査がずれてしまうものですから、どちらかをそういう方法をもって、認可を受けた日から 30 日以内に施行するという形で、付則の部分を少し、
0:11:32	今までなくなっていないんですけれども、二つの規定が同時新規なので、このような不足を書かせていただきました。
0:11:43	あと 11 ページをご覧ください。
0:11:47	これも先ほどの 17 条と一緒にですが、17 条の添付になります教育の 2 添付の 3 を、久世の実施基準の中に、
0:11:59	防災安全部長という記述がございますが、安全総括部長という形で、ここも置き換えという形になります。
0:12:11	はい。続いて 12 ページを保安規定の変更のメーター等も多くなりますが、タキザワ 10 年、上の方からご説明いたします。
0:12:21	はい。保安管理グループの江タキザワでございます。説明させていただきます。12 ページでございます。
0:12:27	今回の申請には、先ほどのPP組織の変更と異なる理由による変更箇所がございますので、その内容についての説明になります。
0:12:35	それでは 13 ページをご覧ください。知多半島比較よく書いておりますけれども、これ 2 条の基本方針に関するところがございますけれども、
0:12:45	左側、四角内福島原子力事故とかいざあるものを、右側、福島第 1 原子力発電所事故というふうに改めたいと考えています。で、
0:12:56	上のところに背景が書いてございます。
0:12:59	これはですね、福島第二と東通。
0:13:03	の社長 7 項目。
0:13:05	の申請をしたときなんですけれども、その時、最初、変更前と書いてある内容であると。
0:13:12	躊躇しておりますけれども、その後、審査会合の中で、
0:13:16	福島事故ということで、その 1 名と事故が、直接的に結びつけられた意見というのは誤解をいう指摘がございまして、それを受けまして、
0:13:26	発電所の事故であるということが明確になるように、電力島田 1 原子力発電所事故というふう書きかえております。
0:13:32	で、書き換えた内容での認可をいただいているわけなんですけれども、その時には柏崎の方はすでに認可済みであったということで、その後の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:42	保安規定の申請に合わせて、同様に変更するというので、お約束しておりましたので、今回の申請に合わせてその変更を行うというものでございます。
0:13:52	はい。私からの説明になります。これを
0:13:56	に関して、こちらからの説明は、まず終わりでございます。
0:14:02	規制庁のテルイですありがとうございました。それでは、ちょっと少し私の方から。
0:14:11	本件申請の位置付け。
0:14:14	等について、改めて確認をさせていただきたいと思います。
0:14:20	後ご説明にもありましたけれども、これは本日付等ですね、申請をされている核物質防護規定の変更の認可。
0:14:33	その申請を受け、受けてっていうか、
0:14:38	そちらの側での各総合部門の強化のための組織見直しに伴って同じ、その一部が保安組織であることから、
0:14:49	保安規定の変更認可申請がなされると。少し言い方を変えれば、核物質防護規定。
0:14:58	格別防護側での変更に伴うは羽根のようなもの。
0:15:04	という、
0:15:06	位置付けでよろしいですか。
0:15:10	はい本社防災の美馬ですそのご理解で結構です。
0:15:15	はい。
0:15:16	規制庁照井ですわかりわかりました。その上で本件申請の取り扱いなんですけれども、今確認をさせていただいたように、
0:15:32	位置付けとしては核物質防護規定の下変更に伴うハネ改正のような変更であるということなんですけど、その進め方として東京電力としてどのようなことを、
0:15:44	その特別防護規定の申請との関係で本件申請をどのように、進めていきたいかということについては何かお考えありますでしょうか。
0:15:57	はい。ですねまず組織体制が変わるので今回は各分を規定並びに保安規定と同時に申請をさせていただくという形でございます。
0:16:14	規制庁のPPP部門からですね、今回は、
0:16:21	これは改善措置計画の中の対策の一環であると。
0:16:26	ということで、現在今、こちらの事案については、追加検査という形で、あと判定をいただいたところに対する、
0:16:37	我々の対策状況を確認いただいているということでございますけれども、その対策の1項目であることなので、置換検査の中で確認させていただく
0:16:51	組織変更に伴う、その実効性値とか、有効性ですとかそういった部分を確認いただくものだと思っております。
0:17:00	江藤その確認が終わった後に、規程に確認を行うというふうに、PP部門からは、
0:17:11	言われております。従って今回、それと等、本来、今回、柏崎について申請を行っておりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:22	同じように、東京電力、一体となっておりますね福島第一の実施計画も、それから、福島第二の配管内の保安規定も、
0:17:33	同時に申請させていただこうというふうに考えておりましたが、
0:17:37	まずはそこは待ってくれと、B部門から上がってくれ柏崎を先行して出してくれというふうに言われましたので、とりあえず本日は柏崎からお出しするというような状態です。
0:17:50	等を規制庁、丹野PPラインと調整になりますけれども、
0:17:59	福島第一と福島第二については、近々、土地を開けてからは、市を同じようにもう、
0:18:10	重野神保です。すみません、途中で割り込んで申し訳ございません。ちょっと今の福島第一とか福島第二はですねまだまだその伸長されていないものですから。
0:18:22	ぜひですね、今の柏滝井のPP規定等、保安規定との関係で、どのように進め、
0:18:32	られるおつもりなのかっていうところを少し確認をさせていただきたくて、例えば、今ご説明があったようにですねPP規定のIPの改善措置の一環として、
0:18:45	PP規定を変更されてるってということからすると、まずそちらの方を終わった上で、保安規定をやるってということなのか。
0:18:55	或いは申請としてはパラレルなので、どちらも並行的に進めていきたい、或いはその保安規定の方から先にやっていただきたいとか、そういった
0:19:06	どっちを先にやるのかっていうところで何かお考えがありますかっていうところをちょっと確認をさせていただきたいんですけど。
0:19:13	その点はいかがですか。
0:19:15	はい当然、美馬ですけど、PP規定の審査を受けて、そのあとに、保安規定の方も、
0:19:25	ご審査をいただきたいというふうに考えております。従って今回も同じはしました。
0:19:32	追加検査で先ほど言ったような、体制変更に対する、追加検査での有効性みたいなところを見ていくという、
0:19:43	PP規定も、それが終わらないと規定の審査はしないということを使う言われてますので、保安規定の方につきましても、同等に動いていくもんですから。
0:19:55	同じように、追加検査が終わった以降に、診断を実施していただきたいというのが事業者の考えでございます。
0:20:06	規制庁の照井です少し確認をさせていただきますけど、今のご説明からすると、まずはその、
0:20:16	PPに関する、追加検査の状況を踏まえながら、ABで保安規定と審査を進めていただきたいとそうように考えていると。
0:20:26	いうことで理解しましたけど、その理解でよろしいですか。
0:20:33	はい。東京電力の儘田です。はい。その理解でお願いしたいと思います。
0:20:39	規制庁の照井です。わかりいい後に私からちょっと中身に入る前に確認させていただきたいってことは以上ですので、
0:20:50	松永か何かあれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:07	規制庁の齋藤ですちょっと細かい話で1点教えて確認させてください。パワーポイント資料の6ページ。
0:21:16	6ページで、
0:21:17	業務システムグループ、
0:21:20	現行の業務としてちょっと色の濃い青い。
0:21:25	ところが業務内容の二つあって、その辺の業務システム支援っていうところは、
0:21:33	変更後の業務内容のところにはないんですけども。
0:21:37	ここは保安この部分は保安規定の中では今回、その改正後の方ですね、どのような位置付けになってるのか説明をお願いします。
0:21:49	はい。東京電力ホールディングスのIT戦略統括グループカインマと申します。解説させていただきます。従前からですね保安規定に記載されている文言については現行のところに記載されている通り、
0:22:04	業務システムの運用管理に関する業務というところで、この業務システムというグループの中で、
0:22:10	中身を大きく分けると、制御記録系システムの際はお仕事、あとは、核物質防護システムのサイバーの仕事。
0:22:19	加えて当間発電所の従業員全員のいわゆる業務基盤である。
0:22:25	このシステムを支援するとこの三つの仕事をしていましたというところで、
0:22:29	もともと保安規定に記載されていた部分というのはこの赤枠で記載されている部分を、別途さしていましたというところなんです。ですので、変更後、グループの名称は変わりますが、保安に関する職務というのは、
0:22:42	従前は引き継ぎますという趣旨でございます。
0:22:45	ですので、江藤サイバーセキュリティの総括その他の業務で、核物質防護システムのサイバーに関しては、今回PP規定側に盛り込まれるというふうにお考えいただいて、
0:22:56	業務支援システム支援ってのはもともと保安に関する業務ではなかったということで、今回この職務を、サイバーセキュリティグループから外しますので、保安規定には記載しないというふうに整理をさせていただきました。以上でございます。
0:23:11	はい理解しましたありがとうございます。
0:23:35	規制庁の照井です。一応時点ではこちらから確認をさせていただきたいことは、以上ですけれども先ほど、
0:23:45	お話をさせていただいた通りですねまずはPPの追加検査の状況を待つということをお伺いしましたので、また、状況を見てですね。
0:24:00	改めて審査をさせていただくということになるかと思えますけれども、真鍋具体的な中身等についてはまた改めてその時に聞かせていただければと思いますし、
0:24:12	もちろんそのまま、それまでの間で何か確認したい事項があれば改めて、ヒアリング等の調整をさせていただければと思います。
0:24:30	はい。よろしくお願ひしたいと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:34	釣です。はいこちらから確認したこと以上なんですけど東京電力側から何か補追加であれば補足的に。
0:24:43	話したい、説明しておくことはありますか。
0:24:50	はい東京電力のヌマですね先ほどもちょっと言いましたが
0:24:58	組織変更は、福島第一も第2も、後で今控えてるような状態でございます。
0:25:07	PPのPP規定側のですね部分等もご相談しながら、
0:25:17	保安規定のCPFといったところへ申請をさせていただきたいと思いますので、また引き続き、申し訳ありません状況を、
0:25:27	動いたらですね、ご報告させていただきたいと思いますので、その旨でよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。
0:25:38	規制庁照井です。わかりました当然ちょっと一部は少しまた部門が違いますけど福島第二の保安規定についてはちょっとチームは違いますけど同じ部門、実用炉審査部門で、
0:25:50	審査をしていくことになりますのでですね、またそちらの方については申請の準備が整い次第改めて申請をいただければと思いますしその時の状況ですね、同じような申請内容であれば一緒にやっていく方が、
0:26:03	合理的であれば、そうしますし、何か
0:26:08	バラバラでやった方がいいということあればパラで消えるってことにはなると思いますが、大体それはまた改めて申請を出していただいた後ですね、進め方その時の状況にも、
0:26:21	様子を見ながらですね、新審査、どう進めていくかというのは、こちらの中でも決めていきたいと思っております。以上です。
0:26:44	規制庁鳥居です。ということで特段なければこれで本日のヒアリング、
0:26:50	終了したいと思いますけどよろしいですか。
0:26:55	はい。東京電力お願ひ。はい。ありがとうございます。こちらとしてはもう十分でございます。
0:27:03	規制庁照井です。わかりましたそれでは本日のヒアリングこれで終了したいと思いますありがとうございます。
0:27:12	はい、ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。